

○弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業補助金交付要綱
弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業補助金交付要綱

平成26年6月12日
弟子屈町訓令第23号

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項の規定に基づく要緊急安全確認大規模建築物のうち民間建築物（以下「民間大規模建築物」という。）の所有者が行う耐震診断等に要する費用に対して、その一部を補助することにより、建築物の耐震化を促進し、安全・安心な町民生活を確保することを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 本事業の補助は、予算の範囲内において、弟子屈町補助金等交付規則（平成11年弟子屈町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、補助金を交付して行う。

(用語の定義)

第3条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 法第4条第2項第3号に規定する建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断等 耐震診断及び設計図書の復元並びに第3者機関が行う判定をいう。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる民間大規模建築物は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて着工されたものであること。
- (2) 基準法その他関係法令に明らかな違反がないものであること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないものであること。
- (4) 町に納付すべき町税等の滞納がない者が所有するものであること。
- (5) 弟子屈町暴力団排除条例（平成24年弟子屈町条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者が所有するものであること。

2 町長が特に認めるものは、前項（第5号を除く。）の要件を具備するものと見なす。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、耐震診断等に要する費用（消費税等相当額を除く。）とする。ただし、国の耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付国住市発第54号。以下「国の補助要綱」という。）第3第1項第3号（ただし書きを除く。）に規定する費用を限度とする。

2 前項の費用は、耐震診断等を行う棟ごとに算定する。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、前条の規定により算定した補助対象費用の3分の2以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震診断補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 建築物の登記事項証明書の写し
- (2) 建築物の所有者の確認ができる次のいずれかの書類の写し
 - ア 所有者が個人の場合は、当該個人の住民票
 - イ 所有者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
- (3) 町税等の滞納がないことを証する書類
- (4) 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- (5) 建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図および断面図（階数がわかるもの）
- (6) 建築物の現況写真（2面以上）
- (7) 確認書（耐震対策緊急促進事業の運用等について（平成25年10月4日付事務連絡、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室）の記書1(2)の規定に基づき所管行政庁が要緊急安全確認大規模建築物であることを確認した書面をいう。）の写し
- (8) 国の補助要綱第4第4項に規定する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 補助申請者は、前項の規定による申請前に、弟子屈町と協議し、必要な助言・指示等を受けなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付すると決定したときは耐震診断補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは耐震診断補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ補助申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
（着手）
- 第9条 補助金の交付が決定された者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から30日後の日又は国の補助要綱第5の規定による通知を受けた日のいずれか早い日以降に、耐震診断等に係る契約を締結し、着手しなければならない。
- 2 耐震診断等に着手した交付決定者は、速やかに耐震診断着手届出書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出なければならない。
- （1）耐震診断等の業務委託契約書の写し
 - （2）その他町長が必要と認める書類
- 3 町長は、前項の規定による届け出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて助言・指示等を行うものとする。
（交付申請の取下げ）
- 第10条 補助申請者または交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、耐震診断補助金交付申請取下げ届（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出なければならない。
- （1）国の補助要綱第6第4項に規定する書類
 - （2）その他町長が必要と認める書類
- （申請内容の変更）
- 第11条 交付決定者は、耐震診断等に係る業務の内容または補助対象費用の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに耐震診断内容等変更承認申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該申請により補助金の増額はできないものとする。
- （1）国の補助要綱第7第4項に規定する書類
 - （2）その他町長が必要と認める書類
- （変更の承認）
- 第12条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付決定額を変更する場合は耐震診断変更承認・補助金交付決定変更通知書（別記様式第7号）により、補助金の交付決定額を変更しない場合は耐震診断変更承認変更通知書（別記様式第8号）により、交付決定者にそれぞれ通知するものとする。
（実績報告）
- 第13条 交付決定者又は前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者等」という。）は、原則として申請年度の1月末までに耐震診断等を完了しなければならない。
- 2 交付決定者等は、耐震診断等が完了したときは、速やかに耐震診断実績報告書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。
- （1）耐震診断資格者（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に掲げる者をいう。）が作成した耐震診断報告書
 - （2）第三者機関が作成した耐震診断判定書の写し
 - （3）耐震診断等に要した費用の支払いを証する領収書または請求書の写し
 - （4）国の補助要綱第10第1項に規定する書類
 - （5）その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）
- 第14条 町長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めた場合は交付すべき補助金の額を確定し、耐震診断補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により速やかに交付決定者等に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査の結果、耐震診断が適正に行われたと認めることができない場合は、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。
（補助金の交付）
- 第15条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付決定者等の請求により補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）
- 第16条 町長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （2）補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく町長の措置に違反したとき。
 - （3）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - （4）第9条の規定による届け出があったとき。
 - （5）その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震診断補助金交付決定取消通知書（別記様式第11

号)により交付決定者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 補助金の交付を受けた者は、この要綱の規定に基づき実施された耐震診断等に関する書類を補助金が交付された日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 町長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

別記様式第1号

(第7条関係)

別記様式第2号

(第8条関係)

別記様式第3号

(第8条関係)

別記様式第4号

(第9条関係)

別記様式第5号

(第10条関係)

別記様式第6号

(第11条関係)

別記様式第7号

(第12条関係)

別記様式第8号

(第12条関係)

別記様式第9号

(第13条関係)

別記様式第10号

(第14条関係)

別記様式第11号

(第16条関係)